

使用前検査変更申請書

廃炉発官R2第154号
令和2年10月16日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和元年11月26日付け廃炉発官R1第148号をもって申請し、
令和2年5月15日付け廃炉発官R2第43号をもって変更した
サブドレン他水処理施設に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 サブドレン他浄化設備 容器 ^{※1} pH緩衝塔 ※1 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照 主要配管 ^{※2} 処理装置供給ポンプ出口から 処理装置加圧ポンプ入口まで の一部 ※2 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照
実施計画の認可年月日	(平成25年8月14日 実施計画の変更認可年月日 令和元年7月2日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和2年 1月 17日 至 令和2年 11月 30日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 [Redacted] [Redacted]
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和3年 1月 12日

変更事由

- ・新型コロナウイルスの対応による工程見直しを行い、試験ができる状態になったことから、「検査を受けようとする期日」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程に関する説明書

年月	令和元年												令和2年				令和3年			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
サブドレン他 水処理施設																				
サブドレン他 他浄化設備 pH緩衝塔 (B系)																				▽

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 ▽ : 工事了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可
 以上

注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

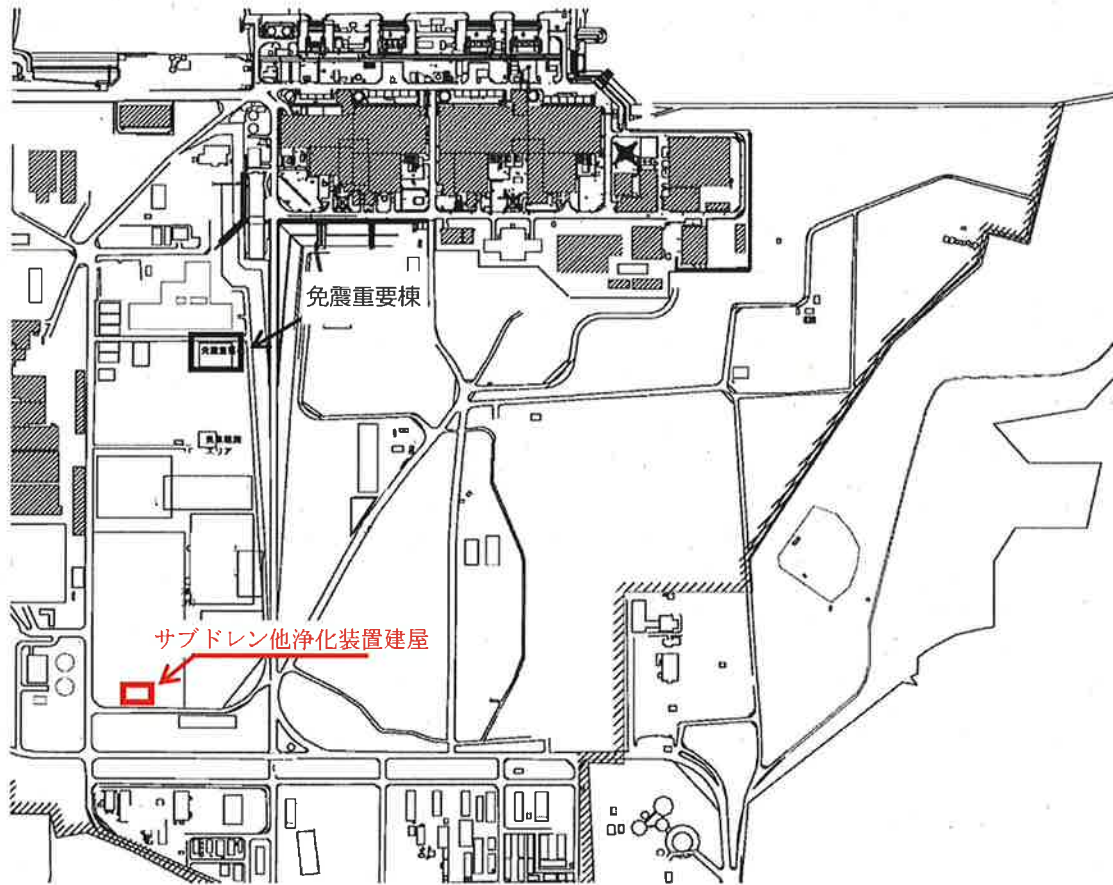
サブドレン他浄化装置建屋 : 管理対象区域

別添 1 : 検査場所図

別添 2 : 検査範囲図

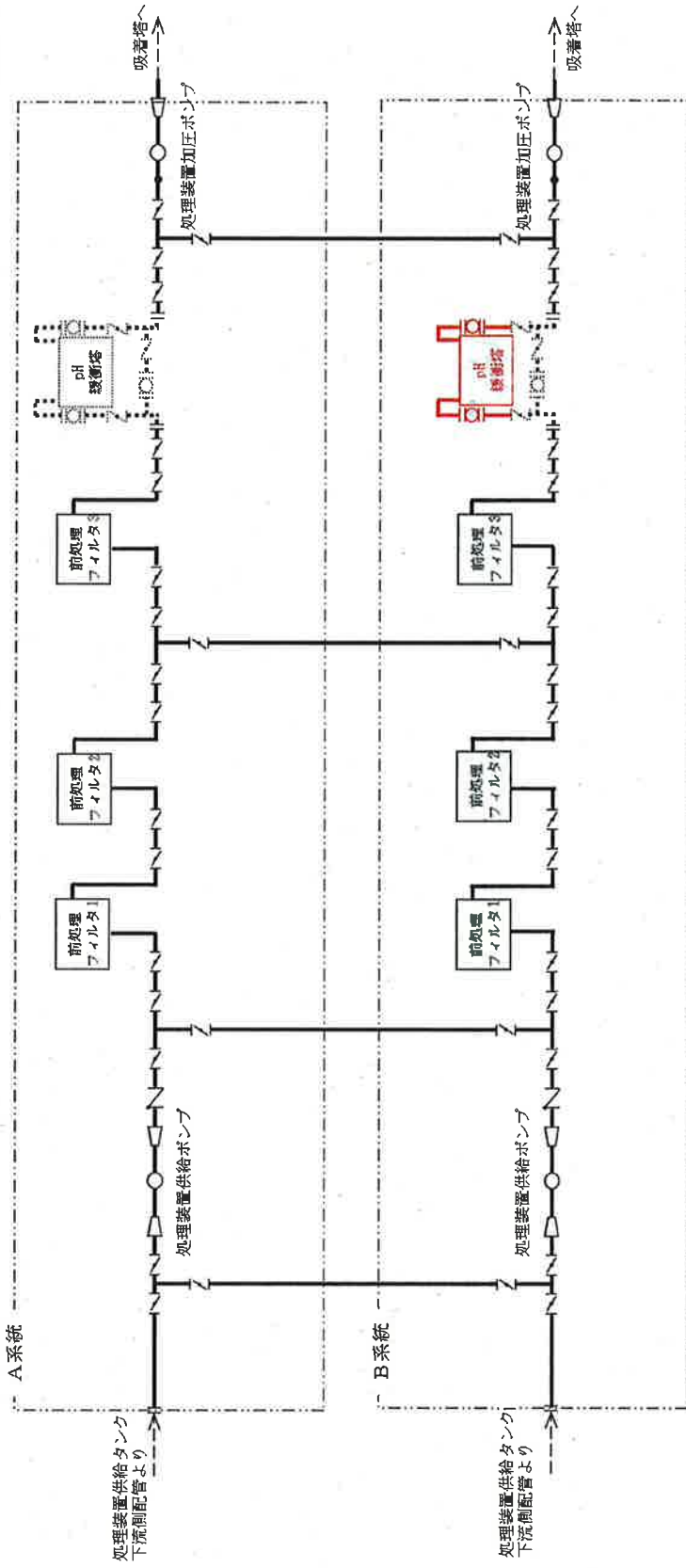
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所



ICI : 伸縮継手

検査範囲図

- 凡例 :
- 本申請検査範囲 (pH緩衝塔設置※範囲)
 - 別申請検査範囲 (pH緩衝塔,パイプ°スライ設置範囲)
 - 既設置設備
- ※パイプ°4撤去,パイプ°スライ設置後設置